

鳥獣保護区特別保護地区等の指定

環境局 自然保護課

1

説明内容

- 1 鳥獣保護区等の概要
- 2 諮問事項
 - (1) 鳥獣保護区特別保護地区の再指定
 - (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定
- 3 今後のスケジュール

2

1 静岡県における鳥獣保護区等の指定状況(R6. 4)

種類	概要	県内設置数 (今回諮問)
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図る必要があると認める区域	109箇所
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣保護区内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域 (工作物の設置・立木の伐採等が制限される)	4箇所 (1箇所)
狩猟鳥獣 捕獲禁止区域	鳥獣の保護と農林業被害対策としての捕獲を両立させる区域 (イノシシ、ニホンジカ等の加害獣の狩猟は認める)	4箇所 (1箇所)
特定猟具(銃) 使用禁止区域	危険の予防並びに静穏の保持のため、特定猟具(銃)を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域	105箇所
指定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止)	鳥獣保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法(鉛製散弾の使用)を禁止する区域	1箇所
猟区	放鳥獣等により狩猟鳥獣の保護繁殖を図る一方、入猟者数、入猟日、捕獲鳥獣等の制限を行う区域	1箇所

3

鳥獣保護に関する区域等の区分

区分	鳥獣保護区	鳥獣保護区 特別保護地区	狩猟鳥獣 捕獲禁止区域	特定猟具(銃) 使用禁止区域	指定猟法 禁止区域	猟区	左記以外
目的	鳥獣の保護	鳥獣の保護	鳥獣の保護	銃猟の禁止 危険の予防 静穏の保持	鳥獣の保護 (鉛中毒の防止)	鳥獣の保護	—
指定期間	原則10年	原則10年	3年程度	原則10年	無期限	原則10年	—
捕獲が 行える 期間	禁止	禁止	猟期3か月 (11月15日 ~2月15日)	猟期3か月 (11月15日 ~2月15日)	猟期3か月 (11月15日 ~2月15日)	管理者が設 定した開猟日	猟期3か月 (11月15日 ~2月15日)
狩猟 (狩猟鳥 獣が対 象)	×	×	△ (特定の狩猟鳥獣 (イノシシ、ニホン ジカ)のみ狩猟可)	○	○	△ (管理者が設 定した狩猟鳥獣の み狩猟可)	○
地形改変 等行為	—	工作物の設置、 伐採等を制限	—	—	—	—	—

4

2 諮問事項

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の再指定

千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区

(浜松市天竜区、川根本町)

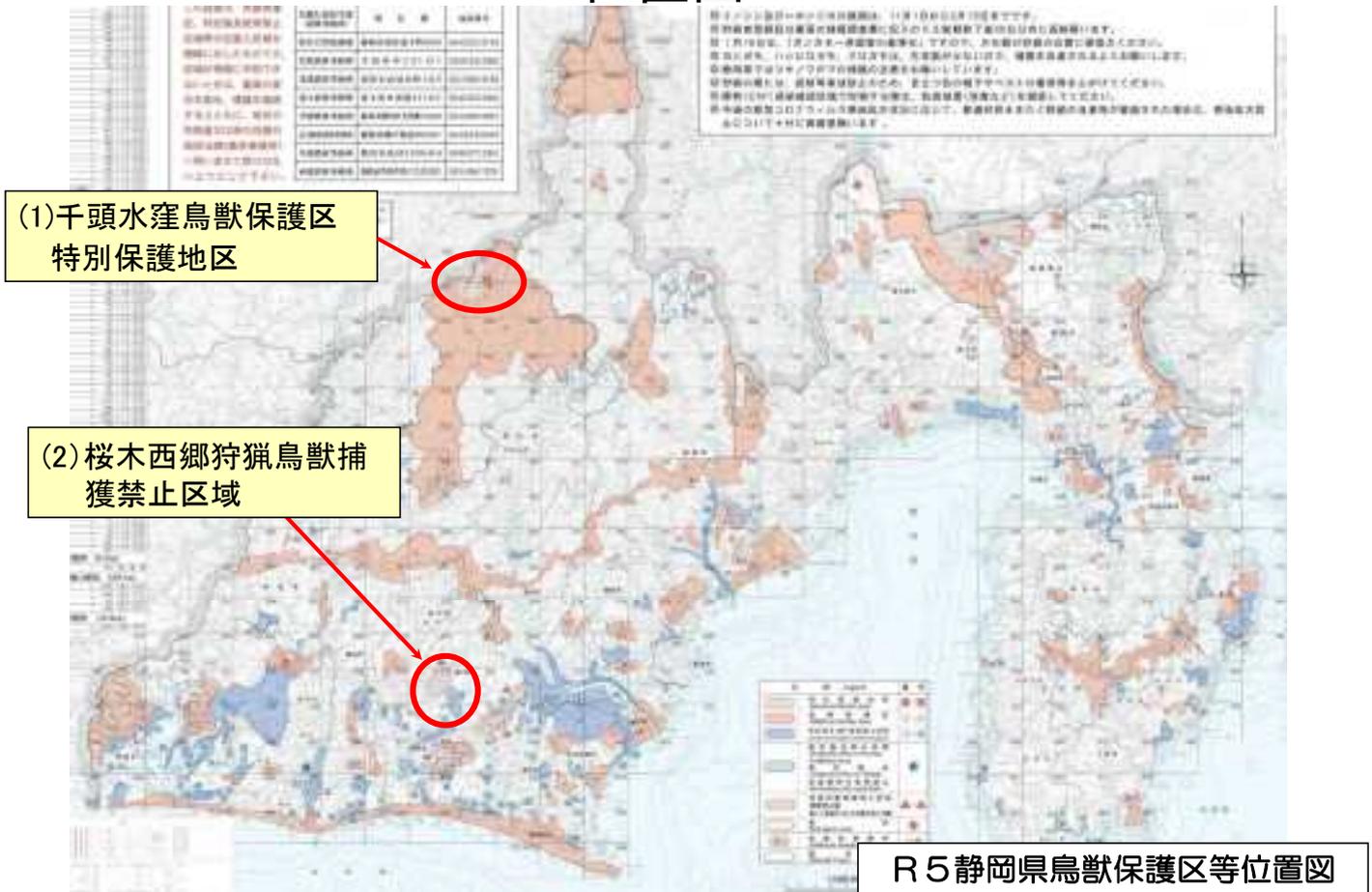
(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

桜木西郷狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域

(掛川市)

5

位置図



6

2(1)鳥獣保護区特別保護地区の再指定

【千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区】

指定区分:大規模生息地

位置:浜松市天竜区、川根本町

面積:1,482ha

存続期間:令和6年11月1日から

令和16年10月31日まで(10年間)

※S49に特別保護地区に指定し、以降、10年ごとに再指定

区域概要:大井川源流部の自然環境豊かな地域であり、ヨタカ等の鳥類やカモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類を含む多様な鳥獣の生息に適した区域であり、鳥獣の大規模な生息地、繁殖地となっている。

7

【区域図】



千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区

8

【指定区域の状況】

- ・南アルプス、赤石山脈南部に位置する大井川源流部の自然環境豊かな地域で、シラビソ等の亜高山帯の天然林が多い。区域全てが国有林で、林野庁に保護林に指定され、生態系が保護されている。
- ・ツキノワグマによる樹皮剥ぎやニホンジカによる食害も見られるが、植生は保たれており、鳥獣の良好な生息環境は保全されている。



遠影(鳥獣保護区内から撮影)



特別保護地区内(コメツガ)



中ノ尾根山付近(シラビソ)



尾根付近は笹が豊富に自生



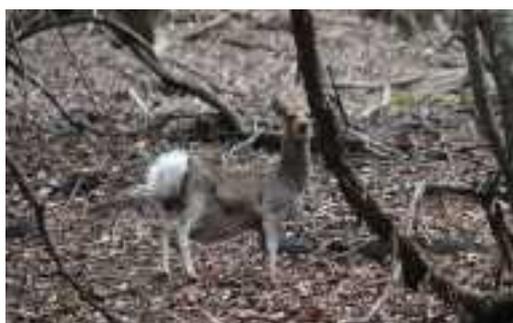
カモシカ

【現状】

- ・ツキノワグマによる樹皮剥ぎやニホンジカによる下層植生の食害も見られるが、植生は維持されており、鳥獣の良好な生息環境は保全されている。



鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように、木材の伐採や工作物の設置等の行為を規制し、鳥獣の生息地・繁殖地として保護を図るため、引き続き、鳥獣保護区特別保護地区に再指定することについてお諮りする。



シカによる植生の食害も見られる



クマによる樹皮剥ぎ

2(2)狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

【桜木西郷狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域】

位置: 掛川市北西部

面積: 1,641ha

存続期間: 令和6年11月1日から

令和9年10月31日まで(3年間)

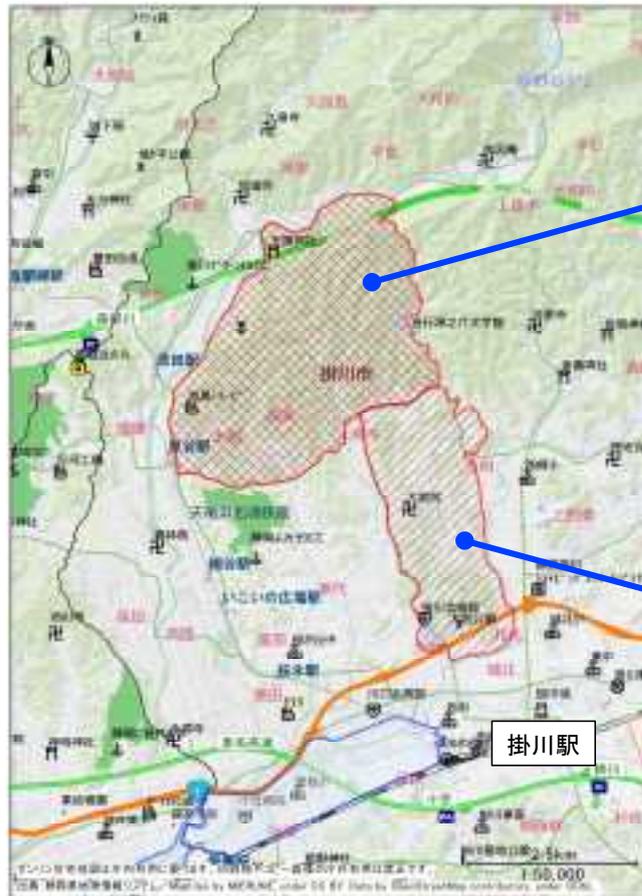
区域概要: 掛川市の北西部に位置し、区域内には、スギ・ヒノキを中心とした人工林と雑木林が混交して生育する林野と農耕地が広がっており、オオタカやクマタカ、サンコウチョウの繁殖地となる等、多様な鳥獣の生息地となっている。

※桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止区域と飛鳥特定猟具(銃)使用禁止区域を統合

項目	桜木上垂木 狩猟鳥獣捕獲禁止区域	飛鳥 特定猟具(銃)使用禁止区域
面積	1,090ha	551ha
経緯	H11 鳥獣保護区に指定 H21 狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替え	S60 特定猟具(銃)使用禁止区域に指定
指定期間	令和3年11月1日から令和6年10月31日	平成27年11月1日から令和7年10月31日 ※今回の指定に合わせ令和6年10月末に解除

11

※「桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止区域」の更新に合わせて、「飛鳥特定猟具(銃)禁止区域」を編入し、「桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に名称を改め指定する。



現在: 桜木上垂木
狩猟鳥獣捕獲禁止区域

現在: 飛鳥特定猟具(銃)
使用禁止区域

掛川駅

12

【指定区域の状況】

○区域北部(現在の桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止区域)

- ・区域の70%が林野であり、数多くの鳥獣が生息している。また、点在するため池が水鳥の生息地になっている。
- ・平成11年に鳥獣保護区に指定したが、主にイノシシによる農林業被害が拡大したため、平成21年に狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定し、イノシシ等の捕獲を進めたが、被害は横ばいである。

【地域の現状】

鳥獣保護管理員、地元住民

⇒ 多様な鳥獣の生息地、繁殖地となっており、規制前は、鳥類の狩猟も盛んに行われていた。
イノシシのほか、ニホンジカによる被害も出ており、捕獲を進めているが被害は減っていない。

13

【指定区域の状況】



水鳥が飛来する桜木池



広葉樹の林野



林野周辺は田畑が多く獣害が発生



電気柵



シカにも対応できる大型の鉄柵



イノシシによる農地の掘り起こし被害

14

【指定区域の状況】

○区域南部(現在の飛鳥特定猟具(銃)使用禁止区域)

- ・丘陵地を利用した茶園が全域で見られ、また、湖沼が点在しており、従来より多くの鳥獣が生息している。
- ・近年は、主にイノシシによる農林業被害が深刻化しており、銃猟により捕獲圧を高める必要がある。

【地域の現状】

鳥獣保護管理員、地元住民

⇒近年、イノシシの被害が拡大しており、里山内はイノシシの痕跡だらけで、相当数が生息していると思われる。

農地では電気柵等の対策をしているが、費用的、労力的にも対策し切れない。

現在は銃猟を禁止しているため、イノシシを罠で捕獲するが、**銃によるとめ刺しができず、捕獲が進まない現状がある。**

銃猟を解禁して、イノシシの捕獲圧を高めたい。

15

【指定区域の状況】



区域内は茶園、田畑が広がる



里山、雑木林が点在



里山からイノシシが出没



イノシシによる獣害の跡



電気柵で獣害対策を実施



竹林をネットで囲い対策

16

【イノシシ捕獲数】

年度	有害捕獲			狩 獵	合 計
	北部(桜木)	南部(飛鳥)	計		
H30	72	67	139	25	164
R1	88	87	175	23	198
R2	13	19	32	15	47
R3	31	35	66	25	91
R4	51	28	79	25	104
R5	49	<u>77</u>	126	集計中	—

【イノシシ農林業被害】

年度	被害面積(a)	被害金額(千円)
H30	142	950
R1	141	949
R2	137	917
R3	132	884
R4	127	854

- ・豚熱の影響でR2以降は捕獲数は減少したが、R5には飛鳥地区で有害捕獲が再び急増している。
- ・被害状況は横ばいである。

17

【現状】

- ・多様な鳥獣が生息する林野や里山が保全されており、県民が身近で自然に触れ合える場であり、また、鳥獣の重要な生息地となっている。
- ・イノシシによる農林業被害が依然として発生

【課題】

- ・イノシシ、ニホンジカによる農林業被害は横ばいであり、減少していない。



鳥獣の保護と狩猟による獣害の抑制を図るため、狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域として指定することについてお諮りする。

18

3 今後のスケジュール

内 容	スケジュール
県環境審議会 諮問	6月3日
鳥獣保護部会 審議	7月
県環境審議会 答申	9月
県公報 告示	10月末まで
狩猟期間 開始 (イノシシ、ニホンジカの狩猟)	11月15日～ (11月1日～)